

---

## 黒澤明研究会会則

### 〔本 則〕

#### 第一章 総 則

- 第1条 会の名称  
本会は、「黒澤明研究会」と称し、本会の略称を「黒研」、英文表記を「The Society of AKIRA KUROSAWA」とする。
- 第2条 会の主旨・目的  
本会は、黒澤監督と黒澤作品に対する敬愛の念を基本として、黒澤作品に関する調査・研究とその記録の保存に努め、映画創造への監督の姿勢の伝承を主たる目的とする。
- 第3条 会の活動  
本会は、前条の目的を達するために次の活動・事業を行う。  
a) 黒澤作品に関する調査・研究・討議など。  
b) 研究発表会・座談会・上映会・講演などの開催。  
c) 「黒研通信」「研究会誌」など機関誌の発行配布。  
d) 出版その他必要な事業など。
- 第4条 会の組織  
本会は、前条の活動・事業を推進するために次の組織を置く。  
a) 会員総会  
b) 運営委員会

#### 第二章 会 員

- 第5条 会員の資格  
本会の会員は、会の主旨を理解して、会の目的に沿った活動・事業に積極的に参加し、会のルール・秩序を遵守すること。
- 第6条 会費  
会員は、会費として所定の金額を納付しなければならない。会費は、所定の入会金および年会費ならびに必要なに応じて徴収する臨時会費とする。

#### 第三章 役 員

- 第7条 役職名と員数  
本会には、役員として、会長1名、代表運営委員1名、運営委員若干名を置く。
- 第8条 選出と任期  
役員を選出は、会員総会の出席会員（委任状出席も含む）の過半数の賛成による。また、任期は4年として、再任は妨げない。ただし、任期途中での退任役員は補
-

欠として選出された役員、ならびに増員として選出された役員の任期については、ともに他の役員の任期に準じて終了し、同じく再任を妨げない。

#### 第四章 会 議

##### 第9条 会員総会と決議

本会は、運営に関する重要事項の決議機関として、会員総会（略称「総会」）を置く。総会の運営は、原則的に年1回の通常総会とし、他に必要に応じて臨時に開催する。総会は、代表運営委員が招集する。

- a) 総会は、会員総数の10%以上の会員が出席し、かつ委任状による参加も含め、過半数の参加をもって成立とする。
- b) 決議事項としては、
  - ① 役員の選任
  - ② 会務報告・活動計画の承認
  - ③ 予算・決算の承認
  - ④ 会則の制定・改訂
  - ⑤ 会費の改訂・臨時会費の徴収
  - ⑥ その他会員からの提案のうち運営委員会が重要と判断した事項などである。
- c) 決議方法は、出席会員（委任状参加を含む）の過半数の賛成による。
- d) 議事録は、運営委員が作成し、出席運営委員が記名・押印し、保管する。

##### 第10条 運営委員会

本会の会務を遂行するために、役員を構成員とする運営委員会を置く。

- a) 運営委員は、定期総会において承認された予算方針に沿って、会を運営する責任及び権限を有する。具体的運営は、運営委員会での協議により決定実行される。期中、定期総会において決定した予算案・活動案を大幅に逸脱しない範囲において、運営委員会での決定によりこれを実行できるものとする。また、新たな案件等に関しても、趣旨・予算等を鑑み、運営委員会が妥当と判断したものは、適宜、決定・実行する権限を有するものとする。
- b) 役割として、代表・総務・会計・会計監査・例会・機関誌の発行などを分担する。
- c) 上記の役割の決定は、運営委員会の協議による。
- d) 運営委員会は、必要に応じて代表運営委員が招集し開催する。原則的に月1回とする。
- e) 総務担当の運営委員が、事務局を兼任する。

#### 第五章 会 計

##### 第11条 会計と管理

本会の会計は、会員からの会費収入をもって運営することを原則とし、その他出版物など諸収入をもってこれに当てる。

- a) 会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。
- b) 会計担当の運営委員は、当会専用の預金通帳・印鑑を管理し、決算年度ごとに総会で会計報告を行う。
- c) 会計監査担当の運営委員は、決算年度ごとに監査報告を行う。